

第1部 序論

- 第1章 計画策定にあたって
- 第2章 球磨村の特性
- 第3章 社会の潮流
- 第4章 第5次球磨村総合計画に
基づく施策評価
- 第5章 村民アンケートに見る
むらづくりの主な課題

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本村では、平成30(2018)年度を目標年次とする第5次球磨村総合計画「水と緑と人がきらめく球磨村」を将来像として、その実現に向けて住民と行政が一体となり、総合的かつ計画的にむらづくりを進めてきました。

この間、我が国の人口は平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少局面に入りました。負のスパイラルにより人口減少を加速させるという危機的局面に際し、地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服するため、平成26(2014)年12月27日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。これを受け、本村においても、平成27(2015)年10月に「球磨村人口ビジョン」、「球磨村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「球磨村総合戦略等」という。)を策定し、人口減少対策に取り組んでいます。

また、人口減少、少子・高齢化の進行に加え、高度情報化社会の進展、安全・安心に対する意識の高まりなど社会を取り巻く情勢も大きく変化しています。

こうした変化に的確に対応していくため、住民と行政がお互いに自ら考え、自ら行動するむらづくり、すなわち住民が主役となり、力を合わせて球磨村を育てていく仕組みづくりが重要となります。

そこで、これから10年間のむらづくりの将来像を定め、住民と行政がお互いそれぞれの立場を理解し、連携して新しいむらづくり、ひとづくりを進めるための基本的な指針として、第6次球磨村総合計画を策定しました。

総合計画をめぐる動きとして、平成23(2011)年8月に地方自治法(昭和22年法律第67号)が改正されたことにより、地方自治法第2条第4項が削除され、総合計画の基本部分である「基本構想」を策定する義務がなくなり、地方自治法上の議決案件ではなくなりました。

しかしながら、本村では、変化の激しい昨今において、長期的な展望に立ち、本村の目指すべき将来像を住民と行政が共有し、協働してむらづくりを進めるとともに、総合的かつ計画的な村政運営を行うための基本的な指針として、本村の最上位の計画として位置づける総合計画を策定することとしました。



2 計画の目的と役割

(1) 計画の目的

第6次球磨村総合計画は、第5次球磨村総合計画の実績と評価を踏まえて、平成31(2019)年度を起点として新しい球磨村のむらづくり、ひとづくりの指針とすることを目的として策定するものです。

(2) 計画の役割

本計画は、社会的動向に対応し、地域の特性に合った計画とするため、以下のような役割を持っています。

① 村民との協働を目指した計画

策定にあたっては、村民意識調査等の村民が参加できる機会を設け、むらの将来像を共有するとともに、地域住民が主体となったむらづくりが推進される計画とします。

② データに基づき地域特性を活かした計画

各種データ分析により、地域資源を有効活用できる戦略性と実効性の高い計画とします。

③ 社会の潮流、総合戦略と整合性のある計画

人口減少、少子・高齢化や防災意識の高まりなどの社会の潮流と、むらの活性化をかけた球磨村総合戦略等と整合性を保ちながら、これらに対応した計画とします。

④ 村民にわかりやすく、職員も活用しやすい計画

簡潔で要点を押さえた表現、見やすいレイアウトなどによりわかりやすい計画とします。

⑤ 国や県と連携し、自立した行政経営を推進する計画

実現可能で明確な目標のもと、評価や成果の視点を重視した総合計画体系の構築を行うとともに、達成度を明確に把握できる計画とします。

行政経営の視点により、基本計画、実施計画及び予算の連動性を強め、財政見通しを踏まえた実効性のある計画とします。

3 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、本村の現状とむらづくりの課題を踏まえ、目指すべき村の将来像とこれを実現するための施策の基本的な方向性を示すものです。基本構想の期間は2019年度を初年度とし、2028年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。

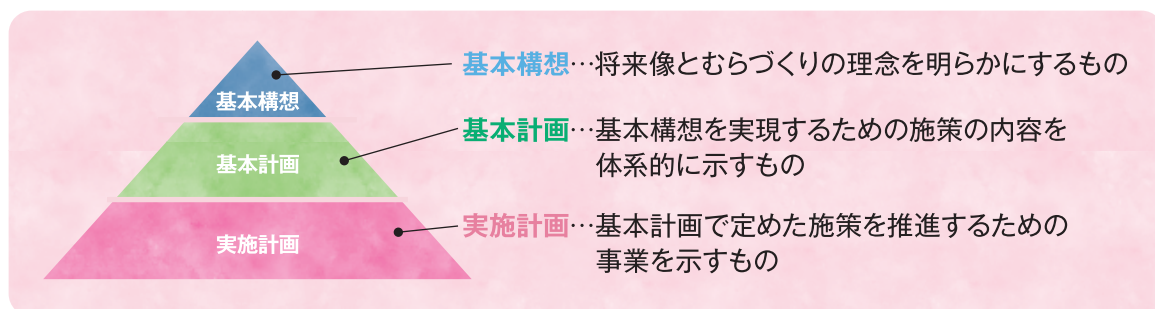
基本計画の期間は、前期5年、後期5年の10年間としますが、急激な社会・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。

(3) 実施計画(中期財政計画)

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法を具体化したもので、各年度の予算編成の指針となります。

実施計画の期間は3年とし、毎年度の進捗状況に応じて、計画を見直し、改定していきます。また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に改善するため、計画に掲げられる施策や事業を対象とし、その必要性や有効性を客観的に評価していきます。

■ 計画の構成



■ 計画の期間

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
基本構想	基本構想(10か年)									
基本計画	前期基本計画(5か年)					後期基本計画(5か年)				
実施計画	実施計画(3か年)									
		実施計画(3か年)								
			実施計画(3か年)							
				実施計画(3か年)						

第2章 球磨村の特性

1 位置・地勢

本村は熊本県の南部に位置し、昭和29(1954)年に旧渡、一勝地、神瀬の3か村が合併して発足しました。東は人吉市及び山江村、西は葦北郡芦北町、南は水俣市及び鹿児島県伊佐市、北は八代市坂本町に接し、東西13km、南北25km、総面積207.58km²であり、その88%を森林が占め、村全体が山岳地帯となっています。

村の中央には、日本三大急流の一つの「球磨川」が東西に流れ、川を挟んで南に国見山(969m)、北に白岩山(1,002m)など700m以上の山々がそびえ、これらの山岳を縫って大小無数の川が球磨川に注いでいます。

平成29(2017)年の年間平均気温は15.6℃(日最高36.2℃、日最低-6.5℃〔気象庁ホームページより引用・人吉地点〕)で、夏季と冬季の寒暖の差が大きく、やや大陸的な変化のある気候となっています。降水量は比較的多く、年間平均降水量は2,300mmを超えています。

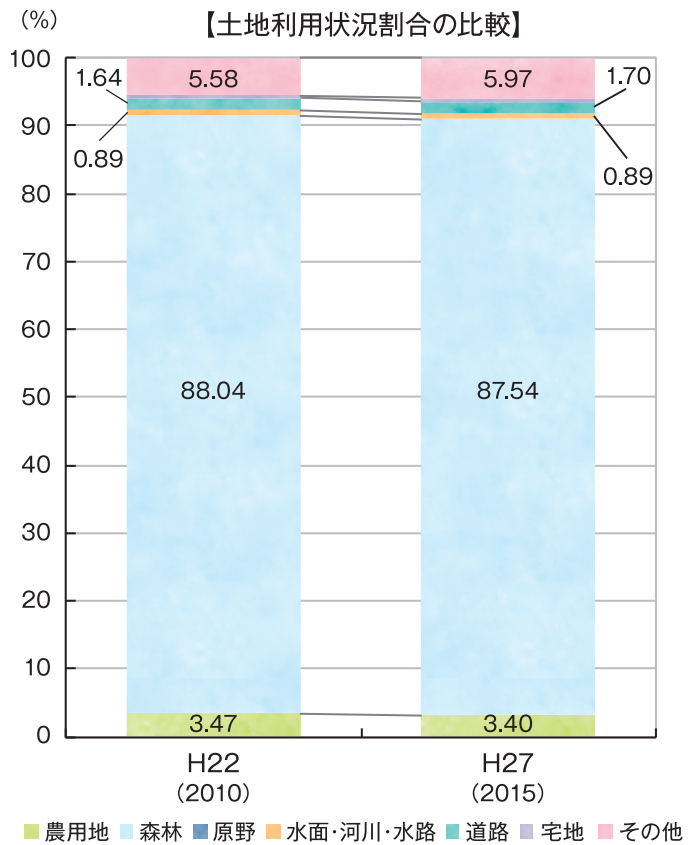
主な産業は農業と林業です。

地質は白岩山と大坂間を結ぶ線を境として、北西部は古生層中部二畳系に属し石灰岩が広範囲に露出し、南東部は中世層上部白亜系に属し地勢は幾分緩やかですが、土層は深く通気性も良く、球磨川左岸の南部地帯は地質的に異なると言われています。



■ 土地利用状況の比較 (ha)

	H22 (2010)	H27 (2015)
農用地	720	706
田	239	238
畑	481	468
採草放牧地	—	—
森林	18,289	18,171
国有林	1,874	1,768
民有林	16,415	16,403
原野	—	—
水面・河川・水路	184	185
道路	341	353
宅地	80	103
住宅地	62	77
工業用地	1	0
その他の宅地	17	26
その他	1,159	1,240
総面積	20,773	20,758



資料：熊本県統計年鑑

■ 行政区の区分図

行政区	班	行政区	班	行政区	班	行政区	班	行政区	班
1区	内布	6区	岡	9区	野々原	13区	大無田	17区	木屋角
2区	山口		浦野		中屋		大久保		上原
	地下		坂崎		中津		鵜口		松野
3区	今村		中園		黄檗	千津	18区	四蔵	
	峯	田頭	吐合	松谷	永椎				
4区	島田	馬場	日隠	那良	日当				
	水篠	蔵谷	中渡	那良口	大岩				
	糸原	坂口	岳本	每床	19区	簸瀬			
	立野	高沢	黒白	俣口		伊高瀬			
	境目	横井	柳詰	茂田		上郡			
5区	蕨谷	沢見	松舟	遠原	多武除				
	大槻	友尻	田代	部	楮木				
	小川	宮園	池下	和田	20区	川島			
	舟戸	橋詰	淋	堤岩戸	21区	大瀬			
5区	茶屋	12区	向淋	16区	神一区	12区	12区	12区	12区
	椎屋		大坂間		神二区				
	告		告						
	松本		松本						
			小谷						

